

改正案	現行
<p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（指定に関する報告事項）</p> <p>第二条の二 令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 名称</p> <p>三 位置</p> <p>四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）</p> <p>五 学則（修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）</p> <p>六 長の氏名</p> <p>（変更の承認又は届出に関する報告）</p>	<p>（指定基準）</p> <p>第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（新設）</p>

第四条の二 令第十一条第三項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。

） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第五条 令第十二条第一項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 （略）

2 令第十二条第二項（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

（指定の取消しに関する報告事項）

第五条の二 令第十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科技工士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

（新設）

（報告を要する事項）

第五条 令第十二条（令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 （略）

（新設）

（新設）

二 名 称	三 位 置	四 指 定 を 取 り 消 し た 年 月 日	五 指 定 を 取 り 消 し た 理 由
-------------	-------------	--	---